

納税者の皆様へ

この度の平成28年熊本地震において被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

震災発生以後、政府を挙げて様々な復旧・復興活動が進められていますが、国税庁といたしましても、震災直後に、被災された納税者の皆様に対し国税の申告・納付等の期限を延長するとともに、災害に関する税務上の措置や手続などについて、国税庁ホームページやTwitterなどを活用して積極的に周知・広報を行ってまいりました。今後も被災された納税者の皆様の立場に立って親切・丁寧な対応を行ってまいります。

さて、国税庁の任務は、財務省設置法第19条にあるように、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることです。納税は憲法第30条において国民の義務とされており、また、我が国の税法は申告納税を基本としています。こうしたことから、財務大臣の訓令において、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」こととされています。

この使命を果たすため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

また、我が国では、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展する中、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて、分かりやすく提供していくほか、納税者の皆様からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応することとしています。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

特に、e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

適正・公平な課税・徴収の実現の面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、大企業に対しては、申告水準の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる自発的な取組を促進しています。

また、社会・経済状況の変化に応じ、富裕層に対する適正課税の確保や、国際的な事案への対応などにも積極的に取り組んでおり、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者については、海外取引等に関する資料情報を収集するとともに、国外送金等調書などの法定調書も効果的に活用し、積極的に調査などを実施しています。

特に、多国籍企業や富裕層が、各国の税制や国際課税ルールとの間のずれや国外で設立した法人を利用し、税負担を軽減していることなど国際的な租税回避行為への対応に関しては、各国税務当局との情報交換を積極的に活用するなど、あらゆる機会を通じて情報収集を図るとともに、平成27年10月に公表されたBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの最終報告書の勧告内容に基づき、必要な検討を進め、適正・公平な課税の実現に努めていくこととしています。

このBEPSプロジェクトの最終報告書においては、効果的な相互協議の実施についても勧告されており、国税庁においては、移転価格課税等により国際的な二重課税が生じた場合、租税条約の規定に基づく外国税務当局との相互協議によりその解決に努めるとともに、納税者の皆様の予測可能性を高めるなどの観点から、事前確認に係る相互協議についても積極的に取り組んでいます。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、平成27年10月からマイナンバー(個人番号)及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。国税庁はマイナンバー及び法人番号の利活用機関であるとともに法人番号の付番機関であることから、制度の導入を契機として、納税者の皆様の利便性を向上させ、また、課税・徴収事務が効率化し、より充実したものとなるよう、業務・システムの見直しを進めることとしています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、これまでも国税庁の様々な課題や取組方針、各種施策について、国税庁ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしてきました。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やその年のトピックスについて、統計資料等を交えながら説明しています。

この「国税庁レポート2016」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成28年(2016年)6月

国税庁長官 中原 広